

公益社団法人静岡県薬剤師会表彰規程

平成7年7月12日 制定

平成24年4月12日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、薬学及び薬業等の発展に功労のあった公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）の会員及び定款第5条に規定する地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）、並びに関係団体の表彰に関し、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対してこれを行う。

- (1) 薬学、薬業の進歩発展に寄与する著しい業績のあった個人又は団体
 - (2) 県薬の会務又は事業に特に功績のあった個人又は団体
 - (3) 薬剤師の地位向上又は職域に関し、特に功績のあった個人又は団体
 - (4) 教育、行政、政治等各方面を通じ直接又は間接に薬剤師の向上に貢献された個人又は団体
 - (5) 薬剤師としての職能を通じ、社会文化に著しい功績のあった個人又は団体
 - (6) 薬事関係業界の指導育成に特に功績のあった個人又は団体
 - (7) 県薬の理事（監事）を通算して5年以上努めた個人
 - (8) 県薬の代議員又は地域・職域薬剤師会の理事（監事）を通算して10年以上努めた個人
 - (9) その他薬事薬業の発展に特に功労があったもので、会長が特に功績顕著であると認めた個人又は団体
- 2 個人に対する表彰は、原則として表彰当該年度4月1日現在において満40歳以上の者であって、県薬の会員として通算10年以上在籍している者とする。
- 3 団体に対する表彰は、原則として表彰当該年度4月1日現在において団体設立後5年以上の活動歴を有する団体とする。
- 4 既往において、次の各号の一に該当する場合は表彰の対象から除外する。
- (1) 勲章又は政府褒章を受けた者
 - (2) 薬事功労として厚生労働大臣表彰又は静岡県知事表彰を受けた者
 - (3) 日本薬剤師会表彰（会賞、功労賞、有功賞）又は県薬の会長表彰を受けた者

(候補者の推薦)

第3条 表彰候補者は、県薬の理事、又は地域・職域薬剤師会（以下「推薦者」という。）から推薦された個人又は団体とする。

2 推薦者は、静岡県薬剤師会会長表彰個人候補者推薦書（様式第1号）又は、静岡県薬剤師会会長表彰団体候補者推薦書（様式第2号）により会長へ推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は原則として毎年度15名以内とし、理事会において決定する。

(表彰の実施)

第5条 表彰は原則として毎年度1回とし、県薬の定時総会においてこれを行う。ただし、特別の事情があるときはその都度理事会の決議を経て行うことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会会長表彰規程（昭和62年4月1日より適用。以下「旧規程」という。）は廃止する。ただし、旧規程により表彰された被表彰者は、なお従前の例による。
- 3 県薬職員に対する表彰は、この規程にかかわらず社団法人静岡県薬剤師会就業規程（平成6年3月10日制定）第41条の規定によりこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員に対する表彰は、この規程にかかわらず、公益社団法人静岡県薬剤師会就業規程（平成6年3月10日制定）第42条の規定によりこれを行う。

(様式第1号)

静岡県薬剤師会会長表彰個人候補者推薦書

年 月 日

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 (氏 名) 様

推薦者：所属地域・職域薬剤師会名 _____

県薬理事又は地域・職域薬剤師会会長氏名 _____



推 薦 候 補 者					
氏 名	(ふりがな)	性別	男・女	所属地域・職域 薬剤師会	
住 所	〒		電話番号	— —	
生年月日	年 月 日生 (歳)		会員年数	年 月	
推薦理由 (功績概要)					
主 な 履 歴					
役員等歴関係 県薬理事 県薬監事 県薬代議員 地域・職域薬剤師会役員等	在任期間 (年月～年月・現在)		役 職 名		
職 歴 関 係	就職期間 (年月～年月・現在)		就 職 先		
表 彰 歴	表 彰 (受 賞) 年 月		表彰主体 (表彰の名称)		

